

# 許 諾 書

山形大学農学部図書館長 殿

専攻・コース名 \_\_\_\_\_

学生番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(フリガナ)			
論文タイトル			
(フリガナ)			
著者名			
(フリガナ)			
指導教員名			
閲覧の可否(□に✓)		<input type="checkbox"/> 閲覧を許諾する	
上記で許諾するに ✓した場合	館外貸出の可否 (どちらかに✓)	<input type="checkbox"/> 館外貸出を許諾する	<input type="checkbox"/> 館外貸出を許諾しない
	全文複写の可否 (どちらかに✓)	<input type="checkbox"/> 全文複写を許諾する	<input type="checkbox"/> 全文複写を許諾しない
その他 (許諾に関する条件等があれば記入)			
上記のとおり利用を許諾します。			
平成     年     月     日			
著者氏名 (自署)		_____	

※ 修士論文の場合は農学部図書館に保管しますので、修士論文提出の際に必ず本許諾書を添付して下さい。

## 許諾書について

山形大学農学部図書館では、山形大学農学部図書館利用細則第4条において、開架及び書庫内図書資料は、閲覧室内で自由に閲覧できることとなっております。このため、卒業論文等についても、図書館で保管するものは自由に閲覧できます。

また、著者ご本人の意思確認及び許諾を得られた場合には、館外への貸出、並びに利用者への調査研究を目的とするコピーサービスにも応じております。

しかし、卒業・終了後はご本人と連絡がつかないことが多いことから、あらかじめ許諾を得ておきたいと思っております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

- ◆ 閲覧の可否について
  - ・許諾する 図書館に配架し、自由に閲覧できるようになります。
- ◆ 館外貸出の可否について
  - ・許諾する 一般の図書と同様に館外貸出の対象とします。
  - ・許諾しない 館外貸出の対象とせず、館内での閲覧のみとします。
- ◆ 全文複写の可否について
  - ・許諾する 著作権法第31条第1項第1号の範囲を超えてコピーサービスを行います。
  - ・許諾しない 著作権法第31条第1項第1号の範囲内でコピーサービスを行います。
- ◆ その他（許諾に関する条件等があれば記入）について
  - ・必要があればご記入ください。（無期限の非開示条件がある場合はお預かりできないこともあります。）
- ◆ 著者氏名欄について
  - ・必ず自筆で署名してください。

### 【参考】

#### ◆著作権法第31条第1項第1号について

（図書館等における複製）

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令に定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

※著作物の一部分とは、概ね著作物の半分以下とされています。